

特定ラジオマイクの技術基準等に係る省令・告示案に対して寄せられた御意見とそれに対する総務省の考え方

(意見募集期間：平成24年4月28日～同年5月28日)

【意見提出総数 4件】

整理番号	意見提出者
1	社団法人日本演劇興行協会
2	日本テックトラスト株式会社
3	東宝株式会社
4	日本舞台音響家協会

整理 番号	提出された御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>私ども社団法人 日本演劇興行協会は、舞台公演、コンサート、イベント会場および放送・映画関係等で使用される特定ラジオマイクの利用者として「特定ラジオマイクの技術基準等に係わる省令・告示案」に対して意見を提言致します。</p> <p>総務省殿のご指導による「周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定）（案）」が実現した場合、周波数移行を強いられる特定ラジオマイクユーザーとして、その文化的な役割も十分考慮いただき、現行の特定ラジオマイク運用環境と同等以上の条件が満たされることを求めます。</p> <p>この度、「特定ラジオマイクの技術基準等に係わる省令・告示案」に対し、特定ラジオマイクの変調周波数、及びアナログイヤーマニター空中線利得の向上は特定ラジオマイクユーザーの一部が反映されたものとして、評価致します。</p> <p>なお、特定ラジオマイクの周波数移行に関し、以下の提言を致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. エリアワンセグなど他のシステムとのホワイトスペース共用は、特定ラジオマイクは、周波数移行を強いられる立場を考慮し、他のシステムの運用のない帯域を高い周波数側から2次業務として確保し、これによりそれぞれシステム間の安定運用、安定運用調整となるよう法的環境の整備構築を要望致します。 2. 710～714MHz（実質は3MHz）が全国共通で運用可能な周波数帯として確保されることは一定の評価ができるものの、現行で全国共通運用可能な帯域幅との比較においては絶対的に足りないことを強く懸念致します。 3. 1.2GHz帯は、現在複数の無線局と共用となるため厳しい運用が予想されるとともに、諸外国でこの帯域での運用の実例がないため、新規機材の開発と供給には多大な困難が伴うと考えられます。 <p>【社団法人日本演劇興行協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成する御意見として承ります。 また、頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	<p>弊社は、プロ用音響機器を輸入販売している商社です。特にラジオマイクとイヤーマニターの運用をサポートする業務を長年行って来た経験から「特定ラジオマイクの周波数移行等に向けた制度整備」について、意見を提言致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線設備規則別表第3第22の規定に基づく別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデ 	<ul style="list-style-type: none"> ・スプリアス領域における不要発射の強度の許容値について 情報通信審議会技術分科会において特定ラジオマイクと地上デジタル

	<p>デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める告示案について</p> <p>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が4 nW以下とされていますが、この許容値は小型に作られている特定ラジオマイク送信機に対して大変難しい規定であると考えます。現行の2.5uW以下と同じ値にする事を希望します。地上デジタルテレビ放送への干渉の軽減を図ったゆえの変更と考えますが、実際の運用において業務用のラジオマイクがテレビ受像機の近傍で使用される可能性は低く、もしテレビ放送へ妨害を与えてしまった場合には直ちにラジオマイクの電波発射を停止すれば済むと考えます。高い技術条件により新型の特定ラジオマイクの製品の開発に多くの時間を必要とする可能性が考えられます。特定ラジオマイクの円滑な周波数移行ができるように現行の許容値が適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトスペースにおける特定ラジオマイクとその他の設備の共用使用について <p>以前から要望をしていますが、特定ラジオマイクの安全な運用のために他のホワイトスペースを使用する設備の運用が無い周波数帯域を高い周波数側から確保する事を法規上で整備する様に強く要望します。これにより現行のラジオマイクと同等の安全な運用ができると考えます。</p> <p>【日本テックトラスト株式会社】</p>	<p>テレビ放送の共用条件等を審議いただいた結果、当該許容値を含む技術的条件が答申されたものです。</p> <p>総務省では、その答申内容を踏まえて無線設備規則における許容値を規定するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトスペースにおけるその他の無線設備との共用使用について <p>頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>東宝株式会社は80年以上に亘り、演劇やミュージカルなど様々な演目を在京の直営2館に加えて全国各地においてツアー公演し、我が国の芸術文化の発展に貢献していると自負しております。特定ラジオマイクは、演劇やミュージカル公演の上演に欠くことの出来ない重要な機器として、下記の運用環境で、特定ラジオマイク利用者連盟の運用調整の下、20数年に亘り問題なく運用して参りました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全国共通周波数帯(770~806MHz)で運用が可能 2. 全国共通チャンネルプラン設定で運用が可能 3. 全国同一機器で運用が可能 <p>総務省の指導による「周波数再編アクションプラン(平成23年9月改定)(案)」が実現した場合、周波数移行を強いられる特定ラジオマイクユーザーとして、その文化的な役割も十分考慮いただき、現行の特定ラジオマイク運用環境と同等以上の条件が満たされることを求めます。この度、「特定ラジオマイクの技術基準等に係わる省令・告示案」に対し、特定ラジオマイク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成する御意見として承ります。 <p>また、頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	<p>の変調周波数、及びアナログイヤーマニター空中線利得の向上は特定ラジオマイクユーザーの一部が反映されたものとして、評価致します。</p> <p>なお、特定ラジオマイクの周波数移行に関し、以下の提言を致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. エリアワンセグなど他のシステムとのホワイトスペース共用は、特定ラジオマイクは、周波数移行を強いられる立場を考慮し、他のシステムの運用のない帯域を高い周波数側から2次業務として確保し、これによりそれぞれシステム間の安定運用、安定運用調整となるよう法的環境の整備構築を要望致します。 2. 710～714MHz（実質は3MHz）が全国共通で運用可能な周波数帯として確保されることは一定の評価ができるものの、現行で全国共通運用可能な帯域幅との比較においては絶対的に足りないことを強く懸念致します。 3. 1.2GHz帯は、現在複数の無線局と共用となるため厳しい運用が予想されるとともに、諸外国でこの帯域での運用の実例がないため、新規機材の開発と供給には多大な困難が伴うと考えられます。 <p>【東宝株式会社】</p>	
4	<p>日本舞台音響家協会は特定ラジオマイクを舞台及び屋外イベント等で利用する、芸術創造を支える舞台音響家の団体として活動しています。周波数再編アクションプランの実施で、私ども特定ラジオマイクユーザーが周波数移行に関わるリスクを背負うことなく、安全で効率的な運用を実現するために、「特定ラジオマイクの技術基準等に係わる省令・告示案」に対して提言します。</p> <p>移行周波数帯として、TV ホワイトスペース帯に加え 710MHz～714MHz の特定ラジオマイク専用帯及び1.2GHz帯の周波数が割り当てられたこと、及び、変調周波数の変更について評価します。</p> <p>また、アナログイヤーマニターにおいて送信空中線利得の向上が示されたことも一定の評価を致しますが、アナログ空中線電力に関しては欧州の50mWに比べて我が国の10mWは微弱です。大規模なコンサート会場ではイヤーマニターのカバー範囲が狭く苦勞を強いられているため、十分な検証実験の実施とそれに伴う今後の改正を要望します。</p> <p>【日本舞台音響家協会】</p>	<p>・賛成する御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>